

厚生労働省委託事業（無料相談）

令和3年度
開催分

「働き方改革に関する出張相談会」のご案内

「年次有給休暇の確実な取得」、「時間外労働の上限規制」、2021年4月より「正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止」が中小企業も対象となりました。今後、2023年4月には「中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率引上げ」と働き方改革関連法が順次施行されます。厚生労働省・岐阜労働局では、企業の皆様の新たな取り組みや従業員の働きやすい職場づくり等、各種相談に応ずるため、商工会議所・地域自治体と連携した「出張相談会」を下記のとおり開催致します。どの様な相談にも応じますので、是非この機会をご活用ください。

瑞浪商工会議所
出張相談会

◆実施日

令和3年 9月22日（水）, 11月24日（水）

令和4年 1月26日（水）

◆相談時間

上記の各日とも、10時00分～15時00分
（1社あたり30分程度）

◆相談会場

上記の各日とも、瑞浪商工会議所 1階 相談室
（瑞浪市寺河戸町1043-2）

このチラシに関するお問い合わせ・お申し込みは

瑞浪商工会議所 ☎ 0572-67-2222 FAX 0572-67-2230

- ◇ 申込み方法は、裏面をご覧ください。
- ◇ 原則は事前申込をいただくこととされていますが、事前申込が「無い」場合であってもご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。
- ◇ 本相談会のほかに、無料専門家派遣制度もございますので、お気軽にお問い合わせください。

瑞浪商工会議所 あて

FAX 0572-67-2230

厚生労働省 委託事業（無料相談）
「働き方改革に関する出張相談会」事前申込書

以下の申込書に必要事項をご記入の上、瑞浪商工会議所まで
FAXでお申し込みください。

※原則、申込完了の連絡は致しませんので、ご了承ください。

希望日	※出張相談実施日のうち、希望する日をご記入ください。		
	月	日	
希望時間帯	※相談実施時間のうち、希望する時間帯をご記入ください。（例：14時00分）		
	時	分	（30分程度）
	（ご希望の時間帯に多数お申し込みいただいた場合、調整のご連絡をいたします）		
相談内容	※相談したい内容をご記入ください。		
会社名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
ふりがな 出席者名			

